

観光客の冬季安全対策を求める意見書

日本有数のスキー場を有する本市は、国内外から多くの観光客を迎える観光地である。主要なスノーリゾートが本市に集中しているほか、近年はオーストラリアへのスキープロモーション活動を展開していることなどから、冬季に本市を訪問される観光客の増加が今後益々見込まれる。

しかしながら、公共交通機関での本市へのアクセスは非常に限られており、運行本数や利便性の観点から、観光客の移動手段は自家用車やレンタカー、大型観光バスなどの自動車に頼らざるを得ないのが現状である。

このような状況下にあっても道路インフラの整備や安全対策が十分に行き届いておらず、本市を通る東海北陸自動車道や国道156号の周辺では、冬用タイヤやチェーン未装着の車両による立ち往生、それに伴う交通渋滞等の問題が発生し、地域住民の通勤・通学・通院、物流など、市民生活にも多大な影響を及ぼしている。

また、本市は迂回路が乏しいため、事故発生時には緊急車両の到着に多くの時間を要する事態が生じている。過去には、渋滞により緊急車両が通行できず、救急隊員が降車して事故現場まで徒歩で向かわざるを得なかった事案も発生しており、救急・救命活動への影響が懸念されている。

市や関係機関、地域住民による懸命な除雪対応には限界があり、現状のインフラおよび体制のままでは、十分な安全を確保することは困難な状況にある。

これまで、国では増加する外国人観光客による自動車の運転対策として、外国語表記の注意啓発パンフレットの作成やレンタカー事業者を通じた注意啓発、そして令和7年10月からは、外国で取得した運転免許を日本の免許に切り替える手続きを大幅に厳格化されるなど対策を講じられてきたが、外国人観光客のみならず、自動車で冬季観光地を訪れる全ての利用者に向けた対策が必要不可欠である。

よって、以下の事項を強く要望する。

記

1. レンタカー事業者に対する利用者の目的地や運行経路の確認および冬用タイヤの装着などの義務化に向けた法制度・指針の整備
2. 冬季観光地への経路の安全確保に向けた道路環境の更なる整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官